

参考資料

出典：「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ参考資料集」

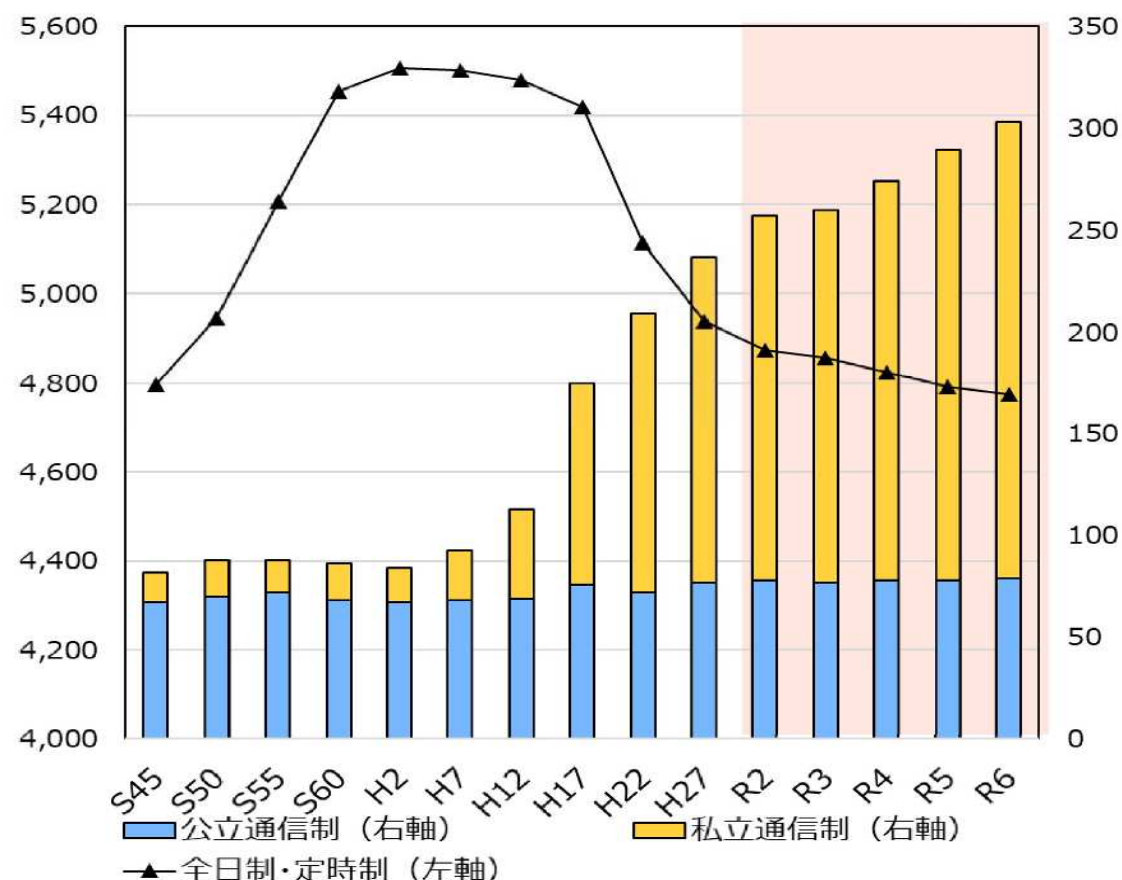
通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

	全日 定時	通信 (校)		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R3	4,856	77	183	260
R4	4,824	78	196	274
R5	4,791	78	211	289
R6	4,774	79	224	303

(全日制・定時制; 校)

(通信制; 校)



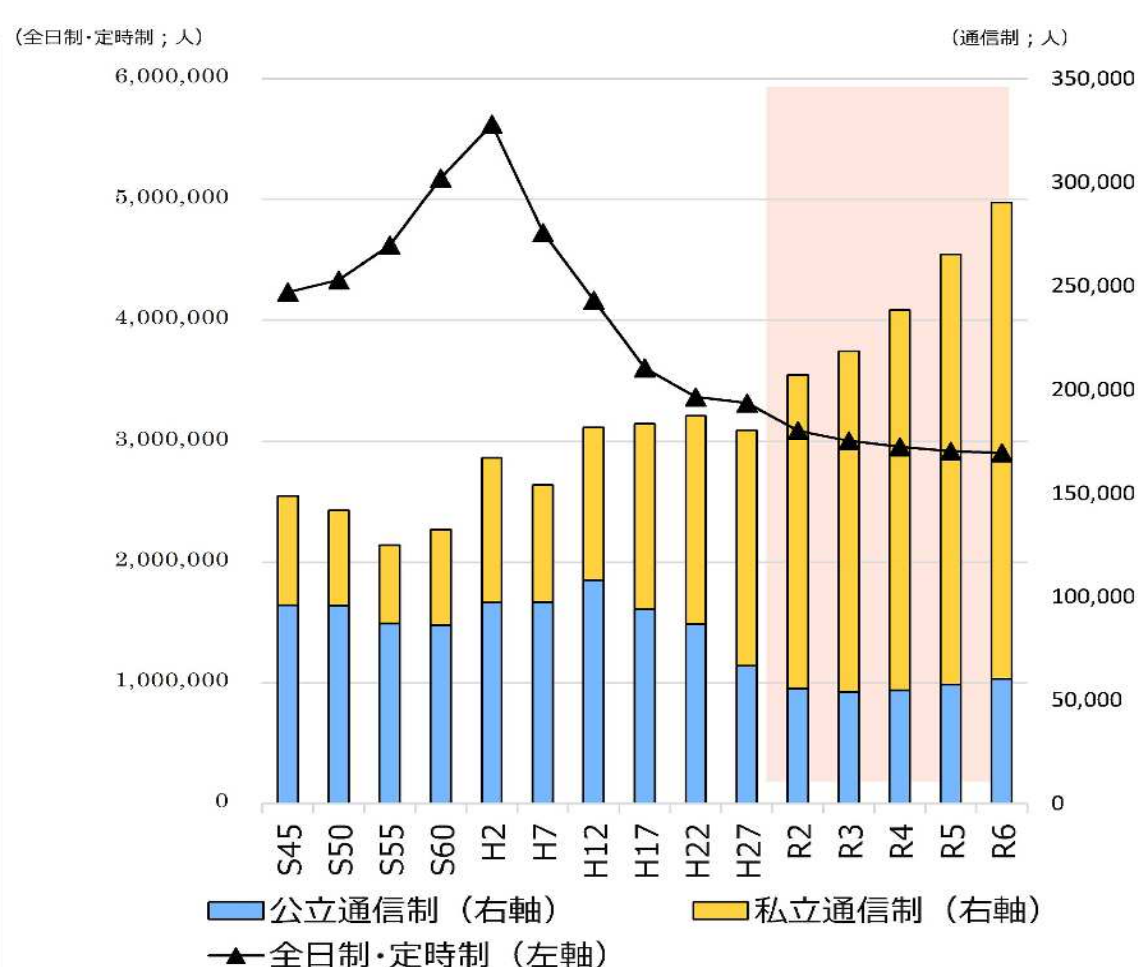
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程の生徒数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、**私立通信制の生徒数が大きく増加している**。（平成12年からの約20年間で、**私立の生徒数は約3倍に増加**）

	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R3	3,008,172	53,880	164,509	218,389
R4	2,956,900	54,621	183,646	238,267
R5	2,918,501	57,437	207,537	264,974
R6	2,906,921	60,333	229,754	290,087

(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
 (※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

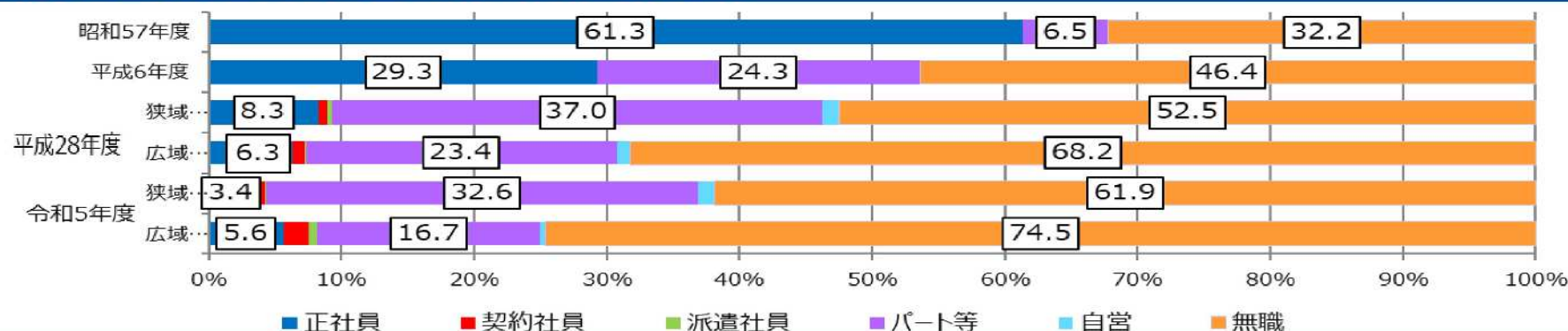


（出典）文部科学省「学校基本調査」

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化



通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制(※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

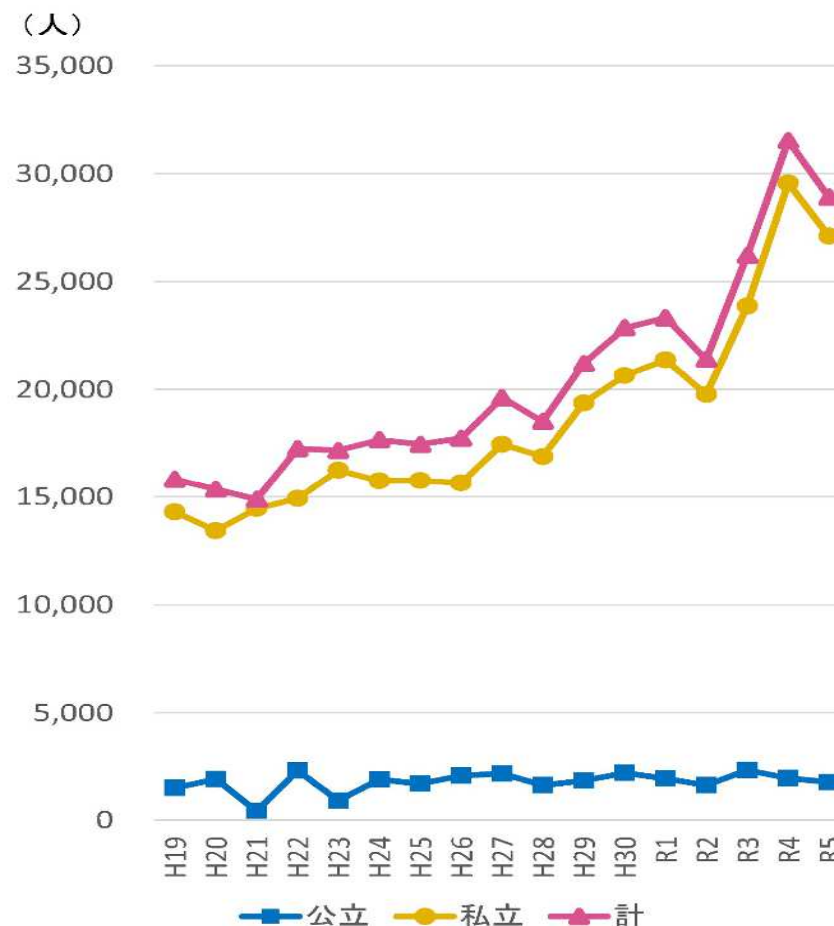
(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

(出典)「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究高等学校の現状に係る調査・分析に係る調査研究」報告書（令和5年度文部科学省委託事業）

通信制課程の年度途中入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度途中入学者数は、公立は概ね横ばいで推移しているものの、私立は増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和5年度間では、公立通信制が11.7%、私立通信制が28.2%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H19	1,510	8.2%	14,309	35.2%	15,819	26.8%
H20	1,914	9.8%	13,439	33.2%	15,353	25.6%
H21	433	2.4%	14,460	34.9%	14,893	25.1%
H22	2,318	11.8%	14,934	33.7%	17,252	27.0%
H23	926	5.4%	16,242	35.5%	17,168	27.3%
H24	1,902	11.4%	15,752	32.7%	17,654	27.2%
H25	1,700	10.7%	15,757	33.0%	17,457	27.5%
H26	2,081	14.4%	15,652	31.7%	17,733	27.8%
H27	2,172	15.7%	17,453	33.7%	19,625	29.9%
H28	1,634	13.0%	16,877	31.6%	18,511	28.1%
H29	1,841	14.4%	19,378	33.4%	21,219	30.0%
H30	2,207	16.7%	20,658	34.2%	22,865	31.0%
R1	1,946	13.8%	21,393	32.1%	23,339	28.9%
R2	1,640	12.6%	19,771	29.5%	21,411	26.7%
R3	2,345	17.4%	23,875	30.6%	26,220	28.7%
R4	1,963	13.5%	29,567	32.8%	31,530	30.1%
R5	1,785	11.7%	27,120	28.2%	28,905	25.9%



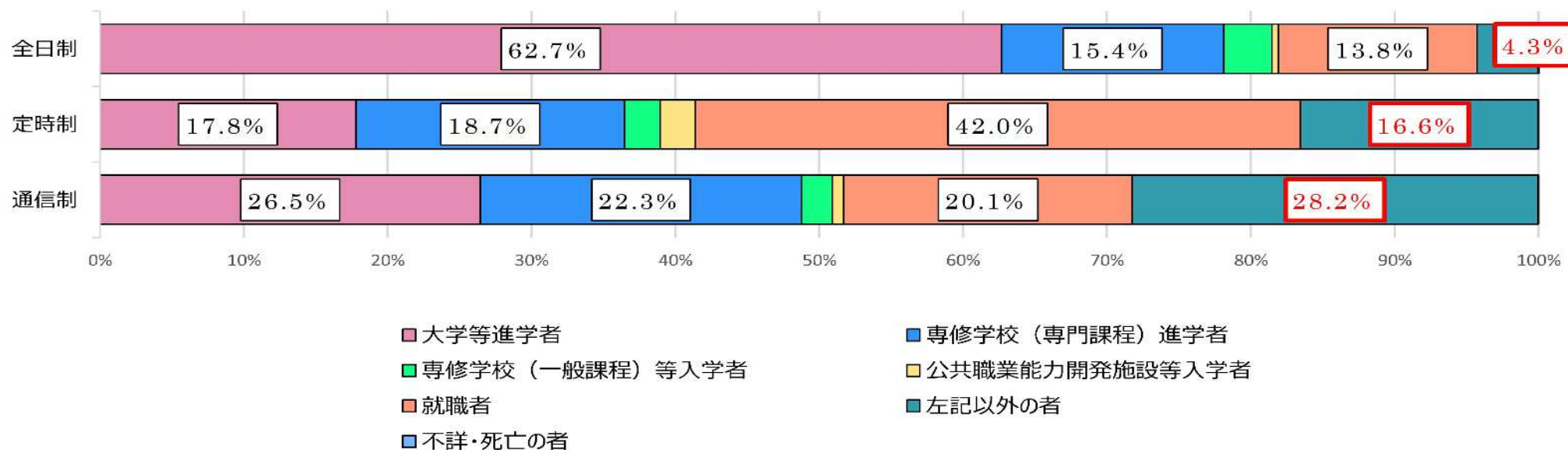
(※ 1) 年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

(※ 2) 表中の「割合」は、年度間入学者数のうち年度途中入学者数が占める割合をいう。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和5年度間）

○ 高等学校の卒業後の状況について、令和6年5月1日現在、令和5年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が62.7%、定時制課程では就職者が42.0%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が28.2%で最多を占めている。



（※1）大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。

（※2）専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。

（※3）専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。

（※4）公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。

（※5）就職者とは、上記の※1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。

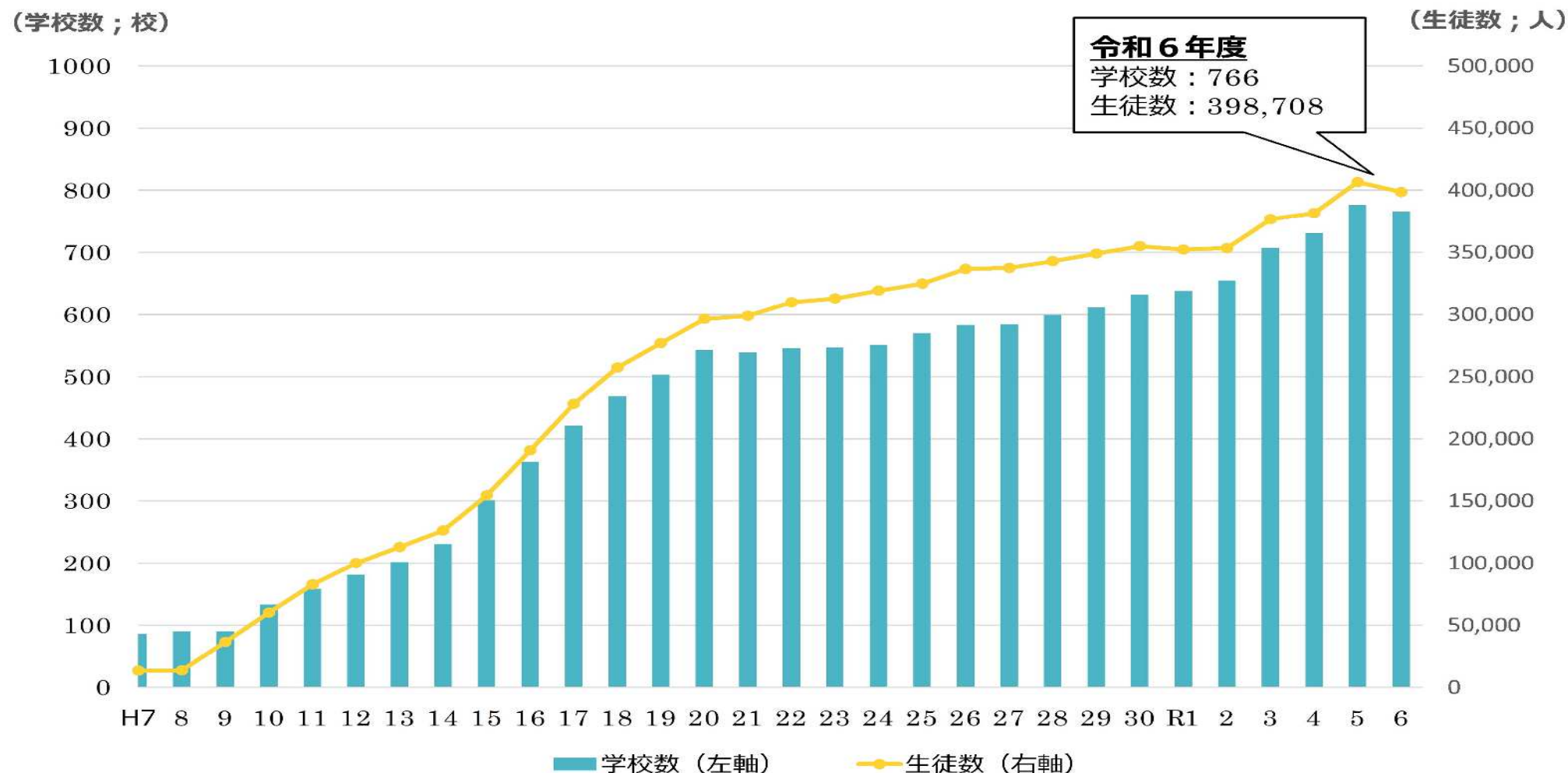
（※6）左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。

（※7）不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

全日制のうち単位制による課程の学校数、生徒数の状況

- 学校基本調査によると、高等学校における全日制のうち単位制による課程の学校数については、令和6年度時点で766校。全日制高等学校4,600校のうち、約17%が単位制。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改正の概要（1/2）

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

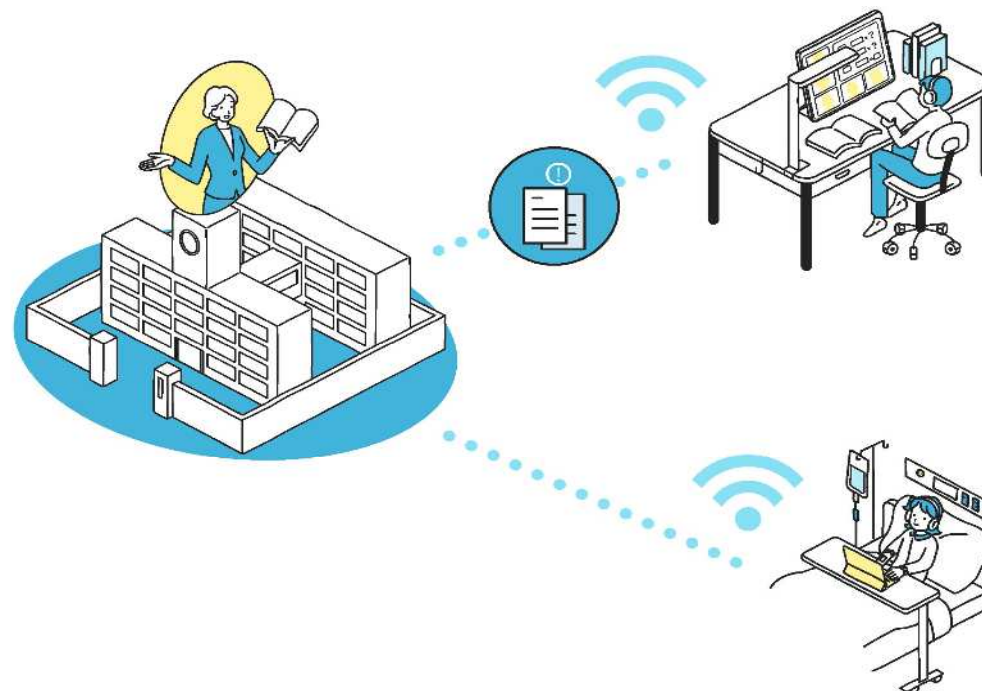
（1）不登校生徒等向けの通信教育の実施 （施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

（2）修得可能な単位数に関する規定の整備 （施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



I 第96条第3項で定める単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

- ① 不登校生徒が、学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位

（第96条第2項第2号）

【教室外・通信教育（自校）】

- ② 施行規則第88条の4の規定に基づく通信教育により修得する単位

【教室外・通信教育（他校・他課程）】

- ③ 全日制の課程の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位

① + ② + ③（教室外で修得できる単位数）が、合計で36単位以下となる必要

II メディアを利用して行う授業（遠隔授業）により修得する単位数

74単位のうち

【教室外・遠隔授業】

左記
①

【教室内・遠隔授業】

- ④ 在籍する高等学校等では対面で実施されない多様な科目の授業や習熟度別指導による遠隔授業等を進路の実現のために履修し、修得した単位

（第96条第2項第1号）

①、④それぞれが36単位以下となる必要
※①については左記合計が36単位以下となる必要

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」を踏まえた制度改革の概要（2/2）

2 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（通知）改正関係（令和6年4月1日～）

（1）受信側の教室等への教員配置

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない

- ① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合
 - 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
 - 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合
- ※ ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提（教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない）
- ② 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室、その他当該高等学校等内の別室等）において、メディアを利用して行う授業の配信を行う場合

（2）対面により行う授業の時間数

以下の場合においては、例外的に、対面により行う授業の時間数を各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも認められる

- ① 以下を全て満たす場合
 - メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う
 - 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある
 - 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用しての授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合
- ② 病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合

（3）その他配慮いただきたい事項（柔軟な履修等）

教務規程等において、慣例として、授業への出席の回数を履修や単位認定の要件として課しているところ、遠隔授業や通信教育の実施、補講その他適切な指導の実施等により、生徒一人一人の実情に応じて柔軟に履修・単位修得を認めることが望まれる

【主な留意点等】

・教育上支障がないと認められる場合… 以下の①、②をともに満たすこと。
（上記（1）関係）

- ① 受信側の教室等の生徒数、活用するメディアの態様等を踏まえて、配信側の教員が生徒一人一人の学習状況を見取ることが可能な人数規模で、授業を実施するものであること。（実証結果に基づき、大型ディスプレイ越しに生徒の様子を確認する場合で最大5名程度、1人1台端末を活用した画面共有機能や共同編集機能等による場合で最大15～20名程度以下）
- ② 配信側の教員と、受信側の教室等に配置される職員とが授業の進め方や生徒の状況に係る事前の打合せを行い、役割分担を明確化した上で、遠隔授業が実施されること。また、受信側の教室等に配置される職員が、当該役割を十分に認識し、果たすことができる者であること。

・自宅で遠隔授業を受けた場合の出欠… 出席扱いにすることが可能。その際、画面やチャットツール等を通じて生徒の学習状況を把握することにより、出席扱いと認めることが考えられる。

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】

1 遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業【教科・科目充実型】を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。
- また、令和6年4月1日より、不登校生徒等が自宅から同時双方向の遠隔授業【学習機会保障型】を受講できるように制度を改正。
- これにより、不登校生徒や病気療養中の生徒、その他特別の事情を有する生徒の学習機会の保障を図る。



学校教育法施行規則第88条の3

合同授業型

児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

教師支援型

児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

教科・科目充実型

※高等学校段階のみ

多様な科目開設や習熟度別指導等により、学習機会の充実を図る。

学習機会保障型

※高等学校段階のみ

不登校生徒や病気療養中の生徒等の学習機会の保障を図る。

教師 + 児童生徒



ALTや専門家等



当該教科の免許状を保有する教師



当該教科の免許状を保有する教師



教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない）+ 生徒



不登校生徒や病気療養中の生徒等（自宅その他特別な場所で受講）



配信側

同時双方向

受信側

高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型、学習機会保障型】

② 遠隔授業を行う際の主な留意事項

※ 赤字部分は、令和5年度の改正内容

学校教育法施行規則第88条の3

遠隔授業【教科・科目充実型】		遠隔授業【学習機会保障型】
目的	● 多様な科目開設や習熟度別指導等により、学習機会の充実を図る。	● 不登校生徒や病気療養中の生徒等の学習機会の保障を図る。
	● 同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。	(同左)
配信側	● 受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ● 学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。	(同左)
	● 原則として教員を配置するべきであること。	(同左)
受信側	※ ただし、以下の場合においては、例外的に、教員配置は必ずしも要しない	(同左)
	離島・中山間地域 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員（校長の指揮監督下）を配置する場合 ● 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる ● 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合	不登校生徒 不登校生徒に対し、自宅その他特別な場所において、遠隔授業を行う場合（不登校生徒の実態に配慮し、指導上の工夫をすること。） 病気療養中等の生徒 病気療養中等の生徒に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	● 単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。	(同左)
対面授業 時数	● 遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。具体的には、各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上（単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を確保。	(同左)
	※ ただし、以下の場合においては、例外的に、対面授業の時間数を年間1単位以上とすることも認められる 離島・中山間地域 以下を全て満たす場合 ● メディアを利用して行う授業の配信を受ける高等学校等が離島・中山間地域等の遠方に立地することにより、配信側の教員の移動に日数を要し、当該教員による他の高等学校等への授業の実施に支障を伴う ● 同時に授業を受ける生徒数が少人数であるため個々の生徒の学習状況が遠隔でも把握しやすい状況にある ● 配信側の教員が過年度における授業を担当している等、配信側の教員と受信側の生徒との間の人間関係が既に構築されており、当該受信側の生徒が必要とする援助の程度に照らしてもメディアを利用した授業の実施に支障がないと受信側の高等学校等の校長が認める場合	病気療養中等の生徒 病期療養中等の生徒であって、病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと校長が認める場合
単位上限	● 36単位を上限（※）とする。	● 不登校生徒の遠隔授業は、36単位を上限（※）とする。 ● 病気療養中等の生徒の遠隔授業は、上限なし。
	（※）不登校生徒のための遠隔授業は含まない。	（※） 不登校生徒 ①不登校生徒が遠隔授業にて修得する単位数、②不登校生徒が通信教育により修得する単位数及び③全日制課程の生徒が通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位まで（①＋②＋③＝36単位）

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等の評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例（※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

単位修得にあたっての全日制・定時制と通信制の違い

1単位を修得するに必要となる学習

(1) 全日制・定時制の場合

- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算
⇒ 50分×35単位時間の学習量が必要

(2) 通信制の場合(国語、地理歴史、公民及び数学の場合)

- ・ 自学自習

+

添削指導(3回)

+

面接指導(1単位時間(50分))

+

多様なメディアを利用した指導 ※面接指導時間の減免が可能

⇒ 法令上の学習量の定めは、添削指導(3回)と面接指導(50分)であり、基本は自学自習により学習を実施

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成（学びの多様化学校）について

- 特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。
- 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「**不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化**」を明記。
- 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**令和9年度までに全都道府県・指定都市への設置、将来的には分教室型も含め全国で300校の設置**を目指すとしている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

設置状況

- 令和6年4月現在、全国に**35**校が設置されている。

国公私別設置状況

- 公立学校：**21**校 私立学校：**14**校

学校種別設置状況

- 小学校：**8**校 中学校：**25**校 高等学校：**6**校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

設置形態別設置状況

- 学校型：**17**校 分校型：**1**校 分教室型：**13**校 コース指定型：**4**校

※分教室型：一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する。

母体となる本校は、学びの多様化学校としての指定を受ける必要はない。

※分校型：本校と分離した分校を学びの多様化学校として指定する。

※コース指定型：高等学校等において、一部のコースを学びの多様化学校として指定する。

全日制・定時制課程に在籍する生徒に対する遠隔・通信教育に係る制度・特例

制度・特例名	教育の手法	教育を受ける場所	単位上限
遠隔授業 【教科・科目充実型】 ※学校教育法施行規則第88条の3	同時双方向型のみ ※告示において規定 ※相当の時間数の対面指導が別途必要 ※告示において規定	教室等 ※受信側に当該高校の教員を配置することが原則 ※病気療養中等の生徒の場合は、病院・自宅等も可（通知において記載）	36単位 （病気療養中等の生徒の場合は、上限無し） ※学校教育法施行規則第96条2項
（全日制） 学校間連携・ 同一校課程間併修 ※学校教育法施行規則第97条 （定時制） 定通併修 ※高等学校通信教育規程第12条	通信制課程の併修等による通信の方法 （メディア利用として、同時双方向型又はオンデマンド型のオンライン教育もあり得る） ※別途、学習指導要領に沿って面接指導を行うことが必要	制約なし（面接指導を除く）	36単位 ※学校教育法施行規則99条 ただし、定通併修は上限なし
不登校生徒・病気療養中等の生徒への遠隔授業・通信教育 ※学校教育法施行規則第88条の3 ※学校教育法施行規則第88条の4	・遠隔授業 ・通信教育 （高等学校の通信制の課程において提供される添削指導、面接指導及び試験の方法による教育） ※通知において記載	制約なし（面接指導を除く）	36単位 ※不登校生徒が学修継続のため、自宅その他特別な場所（教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等）で遠隔授業を履修し、修得する単位、施行規則第88条の4に基づく通信教育により修得する単位及び全日制の生徒が、施行規則第97条の規定に基づき、通信制の課程との学校間連携・課程間併修により修得する単位の合計が36単位以下 ※不登校生徒の場合に限る ※病気療養中等の生徒の場合は、上限無し ※学校教育法施行規則第96条3項